

糸魚川市教育大綱（素案）

平成 27 年 月

糸 魚 川 市

目次

1	策定の趣旨	P. 1
2	基本方針	P. 2
3	大綱の位置付け	P. 3
4	教育の基本方向	P. 4
5	大綱の期間	P. 6

1 策定の趣旨

糸魚川市では、平成19年度から10年間の糸魚川市総合計画の中で「明日を担う人づくり」を教育分野における目指すべき方向として、各種施策を展開してきました。

また、糸魚川市教育委員会においては、平成21年度に「子ども一貫教育方針」を定め、0歳から18歳までの一貫した教育を重視した取組を推進してきました。

このような中、平成27年4月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、総合教育会議において、首長が、教育委員会と十分に協議、調整した上で、教育の目標や施策の根本的な方針を「大綱」として定めることとなりました。

これまでも、教育委員会とは密接に連携し、各種施策を展開してきましたが、あらためてここに、「糸魚川市教育大綱」を策定し、教育委員会と一体となって、教育に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。

平成27年 月 日

糸魚川市長 米田 徹

2 基本方針

「わがいといがわ」と言える人づくりを教育に関する基本方針として、保育園、幼稚園や学校、家庭、地域住民、企業、行政機関が連携し、ふるさと糸魚川の新しい時代を切り開き、担う、心豊かでたくましい市民を育成するため、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが共に学び、心身ともに健全に成長する人づくりを進めます。

★糸魚川市の教育に関する基本方針★

「わがいといがわ」の人づくり

～糸魚川を愛し、胸を張って「わがいといがわ」と言える人づくり～

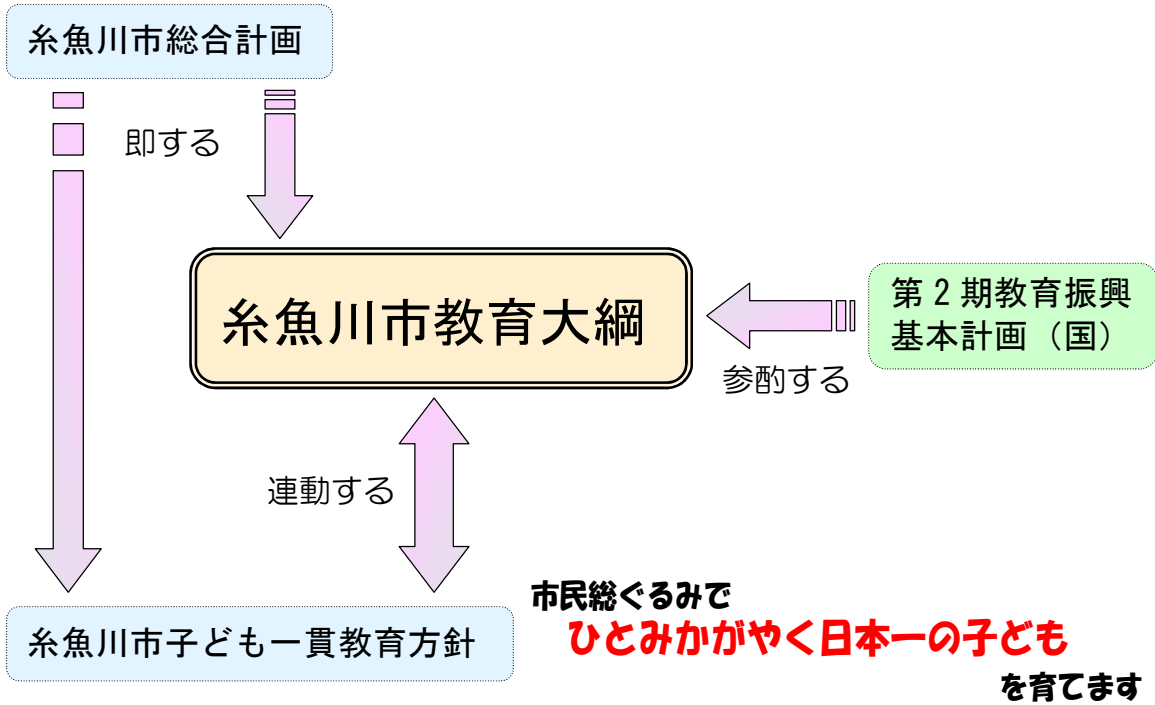


※「わがいといがわ」は、長年、糸魚川市の教育に携わっていただいている放送大学の田中統治教授による「わが糸魚川」を引用させていただきました。

3 大綱の位置付け

「糸魚川市教育大綱」の位置付けは、次のとおりとします。

明日を担う人づくり



関連する計画等

- ・ 0歳から18歳までの「子ども一貫教育方針」に基づく基本計画
 - ・ 糸魚川市生涯学習推進計画
 - ・ 糸魚川市子ども読書活動推進計画
 - ・ 糸魚川市親子保健計画
 - ・ 糸魚川市歯科保健計画
 - ・ 健康いといがわ21
 - ・ 健康いといがわ21食育推進計画
 - ・ 糸魚川市子ども・子育て支援事業計画
 - ・ 糸魚川市いじめ防止条例
 - ・ 糸魚川市いじめ防止基本方針
- など

4 教育の基本方向

(1) 健やかで生涯学び続けるひとづくり

郷土の文化を継承し、個性ある地域を創造するひとづくり

心豊かで、一人ひとりが輝き、楽しく充実した生涯を送れるよう、市民の生涯学習、芸術文化、スポーツライフを支援します。

取組指針

- ① 生きがいを見つけ自ら学ぶひとをつくります。
 - ⇒ とともに学びあう仲間をつくります。
 - ⇒ 自らの能力・個性を高めるひとをつくります。
 - ⇒ 自ら芸術・文化活動に取り組むひとをつくります。
 - ⇒ 培った知識を次世代につなぐひとをつくります。
- ② ふるさとを学び続けるひとをつくります。
 - ⇒ 地域を愛するひとをつくります。
- ③ スポーツによる健康づくり、生きがいづくりや交流を推進します。
- ④ 地域コミュニティの形成、充実を図ります。
 - ⇒ 地域で互いに支え合い、助け合うひとをつくります。

重点推進項目

- ・糸魚川ジオ学（ふるさと学習、食育など）の推進
- ・生涯を通じた健康の保持増進、体力の向上
- ・市民主体の芸術文化活動等の推進
- ・協働のまちづくりの推進

(2) 市民総ぐるみのひとみかがやく0歳から18歳までのひとづくり
※0歳から18歳に特化した内容（一部再掲）

0歳から18歳までの発達段階にふさわしい連続性を重視した、こども一貫教育を推進します。

取組指針

- ① 家庭、園・学校、地域が力を合わせて糸魚川の子どもを育てます。
 - ⇒ 家庭、地域、仲間を愛する豊かな心をもつ子どもに育てます。
 - ⇒ ふるさと糸魚川をよく知り、郷土を愛する子どもに育てます。
- ② 健康・心・学力のバランスのとれた子どもに育てます。
 - ⇒ 毎日の食事がおいしい健やかな体をもつ子どもに育てます。
 - ⇒ 自ら学び、確かな学力が身についた子どもに育てます。
 - ⇒ 一人ひとりの個性を生かしてその能力を伸ばし、子どもの夢を育てます。
- ③ 子どもが安全で安心して生活できる環境、風土をつくります。
- ④ 「徳育」による望ましい人格の形成を進めます。

重点推進項目

- ・学力の向上（学力とは…学習や訓練によって獲得した知的適応能力）
- ・いじめの根絶
- ・就学前教育及び学校教育の充実、高等学校との連携
- ・糸魚川シオ学、キャリア教育及び特別支援教育の推進
- ・読書、読み聞かせや、絵本の活用

5 大綱の期間

大綱の対象とする期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

ただし、国や県の動向、社会情勢の変化、糸魚川市総合計画との整合性を保つために、必要に応じて総合教育会議で協議、調整し、改定するものとします。

